

# レジーム間コンフリクトと途上国の交渉空間

——生物遺伝資源へのアクセスと利益配分をめぐる——

都 留 康 子

はじめに

経済のグローバル化、そして投機のグローバル化は、その対象領域を拡大し、波及的な問題を引き起こしてきた。今後の経済成長にとっても不可欠なバイオエネルギーへの期待が食糧投機を誘引し、価格高騰化の一因となり、食糧安全保障が国際社会全体で取り組むべき火急の問題として意識されたのは最近な例である。そして、今、持続的な利用の視点にたった生物資源の重要性は、再び注目を集めている。

一九九二年に採択された「生物多様性条約」<sup>(1)</sup> (Convention of Biological Diversity, 以後、CBD) は、生物資源を包括的に対象とし、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用とともに、第三の目的として、「遺伝資源 (genetic resources) の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」を掲げている。生物遺伝資源へのアク

セスとそこから発生する利益配分 (Access and Benefit Sharing, 以後、ABS) の規定は、他の環境条約に見られない画期的なものであった。この規定が導入された背景には、技術の格差がもたらす南北問題が横たわっていた。単純化すれば、開発能力・技術をもつが生物遺伝資源とその多様性に乏しい先進国と、開発能力・技術に劣るが生物多様性に富む途上国のアンバランスな関係であり、途上国が指摘するバイオバイラシーの問題こそが端的にこの構図を著している。すなわち、先進国の企業が途上国の生物遺伝資源、あるいは伝統的知識にフリーアクセスし自国に持ち帰り、技術を駆使して製品を生み出し、製品の売り上げはもちろんのこと、生物遺伝資源を用いたバイオテクノロジーで得た特許を通じて莫大な利益を得ることができるといえる。一方、途上国側はその恩恵にあずかることができないまま、技術、富の格差は再生産され続けることになる。この不平等構造を脱却するツールとして途上国側が獲得したのがABS規定で

ある。

ところで、国際政治理論の動向として、ここ数年、レジーム間の相互作用をシナジー（相互補充）あるいはコンフリクト（対立）としてとらえ、類型化を試みる研究が進んでいる。その中で、生物遺伝資源のA B S問題をめぐるレジーム間関係は、後者の典型事例として扱われている<sup>(3)</sup>。A B Sに関連して焦点の当てられるC B Dと「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, 以後、TRIPS)の設立交渉は、ほぼ同時期に行われていた。そのコンフリクトは、バイオテクノロジーへの関心の高まりという時代背景のもと、知的財産に関連して異なる視点から同じ生物遺伝資源を扱ったことに起因しており、その意味ではレジーム形成当初から含みこまれていたものである。C B Dに規定されたA B S自体が理念の域を出るものではなく具体性に乏しかったことから、今日まで、C B D締約国会議はもろろんのこと、「国連食糧農業機関」(FAO)、さらに、特許の関連からTRIPS理事会、「世界的財産権機関」(WIPO) などさまざまなフォーラムでの議論が続いている。本稿の目的は、A B S議論を中心に、これらのフォーラムの相互作用を途上国の視点から考察することにある。結論を怖れずに言えば、この問題に関して途上国側は、レジーム間のコンフリクトを巧みに利用し、フォーラム・ショッピングを行いながら、単独レジームでは得られない果実を得ようとしている。

以下では、まず一で、レジーム間の相互作用に関連して、本稿に

おける理論的関心を整理する。二では、C B DとTRIPSの設立交渉に遡及し、生物遺伝資源の保全からA B Sの理念がいかに生まれてきたのか、またそこに知的財産権の問題が連関するにいたったプロセスを考察する。三では、A B S議論のその後焦点をあて、途上国に関連するフォーラムをどのように利用し、具体化への議論をリードしているかを明らかにする。

### 一 レジーム間相互作用の類型化議論の進展と課題

今更の指摘ではあるが、冷戦構造の崩壊、そして、グローバル化の進展が、現象と理論の両方で国際制度に大きな影響を及ぼしたのは周知の事実であろう。国連の安全保障理事会がそれまでの機能不全を克服しただけでなく、新たな問題群への関心は、気候変動枠組条約などの新しいレジームを生み出し、市場型資本主義システムの拡大がWTOの設立を可能にするなど、量と質の双方で制度的な発展が見られた。一方、既存の国際政治理論はその説明能力を問われ、新たにアイデアや規範といった間主観性に左右される非物質的な要素に着目するコンストラクティビズムが台頭した。中でも規範への着目は、国際法と国際政治の接近を促すものとなった<sup>(4)</sup>。国家のみならず、国際機関、多国籍企業、NGO、市民といった公的・私的主体が国内外のさまざまなフォーラムで多面的に作用しあい、そこから各主体間に一定の行動パターンが生まれ、共通理解としての規範が醸成されるとする「脱国家的法過程 (transnational legal process)<sup>(5)</sup>」の指摘は国際法学者から示されたものであった。ま

た、国際政治の側からは、急速なグローバル化による世界的に取り組むべき課題の増大、主体の多様化の中で、新たな国際協調の枠組みとしてグローバル・ガバナンスが提起され、さらに、強力な紛争解決手続きをもったWTOが機能するようになったことに触発され、制度化の中でも段階の進んだ「法化」現象が議論の対象となった。<sup>6)</sup>このようにして、国際法、国際政治どちらのレンズを通して現象をとらえようと、少なくともそこには制度、あるいはレジームが成立していくということへの積極的な評価、楽観論があった。

しかし、レジームの成立から実際の規範、ルールの実現が問われるようになる、国際法の側から、法化が無調整に進んだ結果として、法の断片化 (Fragmentation)、そして抵触 (conflict) が問題視されるようになった。このことは、WTOにおいて国際自由貿易のルールと多国間環境条約が規定している貿易規制措置とのコンフリクトが想定されたことや、日本を当事国としたミナミマグロ事件など実際の紛争事例において、管轄権が重複する複数の紛争解決手続きから自国に有利な制度を選択するフォーラム・ショッピングの問題が顕在化したことに起因している。一方、具体的な政策の実行段階での同様の問題は、国際政治のレンズからも明らかであり、レジーム間の重複、調整の問題が一躍脚光を浴びるようになり、とりわけ、レジーム間の相互作用がどのような形で出現するかについての類型化の研究が蓄積されてきた。<sup>7)</sup>その場合、二つのレジーム間関係の位相を上下関係の有無から垂直的か水平的かで捉えた上で、その関係に矛盾がないシナジー (相互補完的) か、矛盾が存在するコ

ンフリクト (対立的) かで分類するものにはじまり、レジームは一つの規範、一つのルールで成立しているとは限らないことから、レジームの構成要素を加味した類型化<sup>8)</sup>、多様な視点を含むものとなつていく。このような類型化議論の展開は、さまざまな領域にまたがって、レジームが幾重にも織り成す全体像を概観し、関連性をとらえる上で、非常に有益な示唆を与えるものとなったといえるであろう。そして、現在課題となっているのは、コンフリクトがどのように調整されようとしているのか、二つのレジーム間関係にとどまらず、重層化されたレジーム間関係の中で包括的に相互作用を描きだすことにある。

ところで、ふりかえって個別のレジーム形成過程をとらえると、当初のデザインと異なる形にしる、アメリカをはじめとする先進国の思惑、力関係が色濃く反映されたものになることは、多くの事例で見られる現象である。今日、国際交渉において、数の上での途上国の優位は明らかであるが、大国である先進国がそもそも知識のインプットや他の問題とのリンケージを駆使できるリソースを持っていること、実行段階での資金、技術力などを鑑みれば、途上国が妥協を余儀なくされてきた事実是否定できない。GATT/WTO交渉しかりである。しかし、さまざまな領域で制度化が進み重複が生じていく中で、当初のレジーム形成時の力関係がどのように反映された調整作用が行われ、結果が生まれるのか、レジーム間コンフリクトを検証する中でも一つの論点となろう。本稿で扱う生物遺伝資源をめぐるABSを規定したCBDは、その交渉過程は、必ずし

も先進国優位に進められたものではない。一方、TRIPSは、先進国主導で形成されたレジームであり、異なる成り立ちの二つのレジームが重複している場合にどのような現象が現れるのか、一つの事例として、以下に検証を試みたい。

## 二 生物遺伝資源をめぐる知的財産問題の所在

### (1) CBD交渉と知的財産としての生物遺伝資源

地球全体の生物多様性の保全の重要性に最初に光をあてたのは、「持続可能な開発」を広めたことでも有名な、一九八七年のブルントラント委員会報告『われらの共有の未来』(Our Common Future)<sup>(9)</sup>である。そして、同年六月、「国連環境計画」(UNEP)において生物多様性に関する国際条約作成のイニシアチブをとったのは、現在、CBDを批准していないアメリカであった。その目的は、それまで、種や、特定領域、地域によって個別につきはぎに存在していたレジームを統括する条約を作成することによって、生物遺伝資源の豊富な途上国にこそ、その保全を迫り、資源への安定的なアクセスを今後も確保することにあった。

生物遺伝資源問題の中でもいち早く関心がもたれていたのが、農業・食料に関連する植物遺伝資源問題で、一九八三年のFAO総会で「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」(IUGR)が採択されていた。<sup>(10)</sup>植物遺伝資源は、伝統的に公的な遺伝子バンクを通して自由に交換を行い、交雑などの改良を行うことで新品種を生み出してきたという特殊事情があり、IUGRは植物遺伝資源交換

の促進を目的として、植物遺伝資源を「人間の財産」と位置づけ、制限されることなく利用可能であるとした。法的拘束力がないとはいえ、「植物遺伝資源」の定義に先進国の手により改良された育成品種が加えられ、さらに、途上国向けの基金や技術協力などの措置について検討を行うことが明記されたことから、途上国側の大きな勝利と位置づけられ、多くの先進国が採択にあたって態度を保留した。その後も、途上国側は、「農民の権利」を主張したことから、アメリカはFAOを忌避し、先進国がコントロールできると目論んだUNEPで、生物遺伝資源の保全問題を積極的にとりあげる戦略を展開したのである。

そして、一九八七年のUNEP管理理事会は、生物多様性を保全する国際的な取り組みを強化する必要を認め、一九八九年には、条約作成のためのアドホック技術・法律家専門家ワーキンググループを立ち上げた。<sup>(15)</sup>その後、一九九一年には、生物多様性条約政府間交渉委員会(INC)に改称され、国際自然保護連合(IUCN)<sup>(16)</sup>やFAOの協力のもと、UNEP事務局が第一次交渉草案を作成し交渉が進められた。交渉開始時の目的は、生物多様性の保全であり、ここにバイオテクノロジーやその技術移転、知的財産の問題にまで波及することになろうとは、少なくとも先進国には計算外のことであった。<sup>(17)</sup>

しかし、すでにFAOでの議論に垣間見られた問題の所在は明らかであった。約一七五万種とも言われる生物種の多くは熱帯地域を中心に途上国側に存在し、先進国は長年、その生物遺伝資源を利用

した開発製品や技術に特許などの知的財産権を取得することで膨大な利益を得てきた。バイオテクノロジーの飛躍的な発展は、先進国にとっての資源の利用価値をますます上昇させ、生物多様性の減少が顕在化すると、ノウハウも資金もない途上国に保全を要求した。この点は、これまで環境を考慮することなく開発、発展を遂げてきた先進国が、今まさに開発路線に乗ろうとする途上国に対して環境に配慮せよと要求するのと同じ構図であった。当時、一九九二年の国連環境開発会議へむけて議論されていた「持続可能な開発」は、まさしくこうした途上国側の不満に折り合いをつけるべく考え出された理念であり、先進国側に対応が求められた。

そして、生物遺伝資源をめぐる不平等構造を脱却する方法として、途上国側がまず主張したのは、資源の所有権を明確にすることであった。それまでは、先のIUPGRの規定のように、「人間の財産」として、結果的に他国の資源へのフリーアクセスを容認してきた。この考え方を転換し、資源を各原産国の主権のコントロール下に置くことを主張した<sup>(18)</sup>。しかし、途上国の要求は、とどまるところを知らず、さらに、生物遺伝資源の保全のために必要な技術移転、そして、生物遺伝資源を利用した開発の成果物から得る利益の衡平な配分を求めたのである。ここに先進国側の利益の根源でもある知的財産の問題が密接にかかわることになった。

CBDの交渉より若干の先行するタイムラグでTRIPS交渉が行われていたが、ここでは、途上国側は国内の知的財産権制度の整備にむけての譲歩を強いられていた。途上国の関心が、資源の保全

から商業的利用とその利益配分のメカニズムへとシフトしていったのは、このTRIPS交渉と無関係ではなかった<sup>(19)</sup>。途上国は、生物遺伝資源に関しては、資源の持ち手として優位な立場にあることから、CBD交渉をリードし、技術移転と利益の衡平な配分を求めることで、TRIPSでの妥協を埋め合わせようとしていたのである<sup>(20)</sup>。TRIPSから一転して、自国の知的財産から得られる利益のマイナスにつながりかねないCBDの交渉の動向に先進国が抵抗したのは言うまでもない。一九九二年のINCのナイロビ最終合合まで交渉は難航したが、最後は、一〇日後に差し迫った国連環境開発会議の持つ重要性とその期限設定が、最終合意を可能にした。

それでは、途上国側の主張は、具体的にどのようなようにCBDの中に反映されたのであろうか。第一五条一項は、締約国に対して、自国の天然資源に対して主権的権利を認め、同五項で、遺伝資源のアクセスにあたっては、「事前の情報に基づく当該締約国の同意が必要である」と明記した。一方、利益配分に関しては、同七項が、「遺伝資源の研究および開発の成果並びに商業的利用から生じる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するために……適宜、立法上、行政上または政策上の措置をとる。その配分は相互に合意する条件で行う」とした。また、技術移転については、第一六条二項で「公正で最も有利な条件（相互に合意された場合は、緩和されたかつ特惠的な条件を含む）」で行うと規定するとともに、その後段では、「当該知的財産権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」とし、技術自体

の知的財産権の保護も明記した。<sup>(21)</sup>

このようにして、当初、生物多様性の保全を目的としてアメリカが積極的に交渉に乗り出したCBDは、意図せざる結果として、生物遺伝資源がもたらす利益配分をも規定する条約として、その姿をここに現したことになる。ABSも含めて、条約全体は、「相互に合意する条件」「適当な場合には」「可能な限り」「奨励する」といった努力目標にすぎないような曖昧な表現がちりばめられており、言葉を曖昧にすることで先進国と途上国のぎりぎりの妥協が図られたことがうかがえる。<sup>(22)</sup>したがって、その第二八条で、あらためて締約国会議における議定書の作成、採択への協力を求めている。

## (2) TRIPS交渉からみた生物遺伝資源

TRIPSは、「WTO設立協定」の付属書1Cとして、一九九四年に採択された。<sup>(23)</sup>従来、著作権、商標権、特許権など知的財産権は、国内法により保護されるものである。しかし、知的情報は国境を越えて移動することから、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約等の多国間条約による国際協力が行われてきた。<sup>(24)</sup>そして、一九七〇年に設立されたWIPOは、知的財産権の保護を国際的に促進し、各国制度の調整をはかるための国際機関である。グローバル化が進み、物、情報の流通量が增大する中で、途上国も含めた知的財産権の保護は急務の課題となり、そのことが開発や発展にいかなる影響をおよぼすかは、WIPOでも大きな論点であった。

そして、この知的財産権が十分に保護されなければ自由貿易の利

益が害されるとして、多国間貿易秩序の一環として、一九八七年に開始されたウルグアイ・ラウンドに位置づけたのが、アメリカをはじめとする先進国であった。<sup>(25)</sup>各国の基準を底上げすることで知的財産権の強化は、ライセンス収入を確保し、世界的に増加傾向にあった模倣品を防止し、さらに、研究・技術開発のインセンティブ、利益を守ることにつながる。中でも、生物遺伝資源を利用した化学製品、医薬品開発は、長期にわたる膨大な研究費がかかるにもかかわらず、途上国などでは特許対象になっていなかったことから、大きな損失になっていると考えられていた。<sup>(27)</sup>TRIPS交渉では、このようなプロパテント政策を展開する先進国に対し、途上国側は、知的財産権こそが先進国の技術独占を生み、開発、発展を阻害するとしてアンチパテントの立場で対立した。しかし、ウルグアイ・ラウンドが一括受諾方式をとっていたことから、交渉全体を通して先進国側は強硬姿勢を崩すことはなかった。途上国にとっては、欧米の市場アクセスを得ることは死活問題であったため、他の問題での妥協を余儀なくされており、TRIPSは、その代表格であった。<sup>(28)</sup>農業分野の交渉に難航し、最終合意は一九九四年まで持ち込まれたが、一九九一年の一月に、ダンケル事務局長が用意した「ウルグアイ・ラウンド最終協定案」では、知的財産権の問題についてはほぼ最終合意にいたっていた。<sup>(29)</sup>すなわち、CBD交渉が佳境を迎えたころ、すでにTRIPSの合意内容は固まっていたことになる。

そして、TRIPSは、第一条一項で、「加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保

護よりも広範な保護を国内条約において実施することができ、そのような義務を負わない」(傍点筆者、以下に同じ)とし、ミニマム・スタンダードとして加盟国が確保すべき知的財産権を規定した。<sup>(30)</sup>

ここで、生物遺伝資源との関連で重要になってくるのが、特許の対象を規定する第二七条である。当時、途上国に限らず、医薬品やその他、化学物質とバイオテクノロジー関連の発明を特許対象から除外している国が多く、これらを特許対象として義務化するというのがアメリカの思惑であった。一項はまず、「……特許は、新規性、進歩性、及び産業上の利用可能性あるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない)<sup>(31)</sup>」について与えられる」とする。すなわち、新規性等三つの要件がそろえば、すべての技術分野の発明に特許を付与することが原則となった。<sup>(32)</sup>

ただし、特許の例外規定としておかれたのが第二七条の二項と三項である。まず、二項では、不特許事由として、「公の秩序または善良の風俗を守ること(人、動物もしくは植物の生命もしくは健康を保護し、または環境に対する重大な損害を回避することを含む)を目的とし、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる……」とした。なお、「除外することができ」のであって、除外が義務づけられているわけではない。この条項は、TRIPS協定の中で唯一、環境保護に言及している条項で、もとより「公の秩序」(public order)に反する発明を特許対象から除外するということが目的であったが、

環境問題が国連でとりあげられたことに影響をうけて、「公の秩序」に「環境」を含ませる修正が行われた。<sup>(33)</sup>

さらに、第二七条三項(b)では、二項に該当しない場合でも特許の対象から除外できるものとして、「微生物以外の動植物、ならびに非生物学的方法(遺伝子工学など)及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法(接木、交配)」(カッコ内筆者注)を認めた。<sup>(34)</sup> バイオテクノロジーの中でも、遺伝子組み換えについては、途上国の反対のみならず、先進国の中でもEUなどからの抵抗も強かったため導入された規定である。プロパテントの急先鋒であるアメリカにとっては大きな妥協であったが、そのかわりに、同三項(b)の後段で、「この(b)の規定は、WTO協定の効力発生の日から四年後に検討されるものとする」をすべりこませた。次章で扱うTRIPS改正の問題は、ここに起因している。

### (3) 小結

TRIPSは、他のGATT交渉の影響も受け、全体を通して先進国主導型で行われ、ミニマム・スタンダードとして知的財産権を規定できたことで、その目的は達成されたといえる。一方、CBDでは、資源の持ち手である途上国側が、ABS規定など有利な内容を引き出すことに成功している。ここでは生物遺伝資源という素材を媒介として、知的所有権に関連する両レジームの目的、視点が異なることに注意が必要である。TRIPSは、特に、医薬品など開発までの先行投資の多額なバイオテクノロジーをターゲットに、いわば、先進国側からの視点に立った知的財産の保護である。一方の

CBDは、生物遺伝資源のABSを途上国が求めるにあたって、どれだけ先進国の知的財産からの利益配分を得られるか、途上国側からの視点にたったものである。これは、逆の先進国側からみれば、自国の知的財産へのマイナス要因として認識されるものである。このようにして、個別に交渉される中で、知的財産の異なる視点から同じ生物遺伝資源を扱う合意内容となった結果、そこにレジーム間の調整が必要な重複が生じたことになる。問題は、CBDでは生物遺伝資源原産国の主権的権利が認められていることに対して、TRIPSがその点で何の規定もないこと、また、CBDがABSの細部を規定するにいたらなかったことにある。条文の内容に解釈の幅を持たせ、再交渉の余地を残す形で、ようやくそれぞれの交渉が妥結した結果でもあり、レジームの実行規定を整えて行く段階で、いよいよコンフリクトが顕在化してくることになる。

### 三 レジーム間コンフリクトとABS規定の進展

#### (1) TRIPSとCBDの関係をめぐる議論

アメリカは、バイオテクノロジー特許の問題で大きな不満を残していたことから、見直し規定を利用し、早い機会に第二七条の修正を迫る予定であった。しかし、それが可能になった発効から四年目にあたる一九九九年のTRIPS理事会では、一転して同規定の見直しを求めず、今後の「調査、研究、情報交換」にとどめるべきであるとした。<sup>35</sup>その理由としては、一九九八年に開催された第四回のCBD締約国会議において、CBDに含まれる知的財産に関連する規

定とTRIPSがコンフリクトな関係にあるとして途上国側から指摘されるようになっており、CBDとの整合性を根拠として、特許除外対象の拡大や、技術移転、ABSの問題でのより厳しい対応を迫られることが予想されたからである。<sup>36</sup>実際、一九九九年二月のWTOシアトル閣僚会議にむけて、TRIPS理事会では、第二七条三項(b)の改正も視野にいたれた途上国側の提案と要求が厳しさを増すことになった。<sup>38</sup>そして、二〇〇一年の第四回WTO閣僚会議において出された新ラウンド開始を告げる「ドーハ閣僚宣言」では、TRIPS理事会に対し、TRIPSとCBD両者の関係ならびに伝統的知識の保護についての検討を指示することが明記された。<sup>39</sup>

そして、TRIPS理事会においては今日まで、TRIPS第二七条に関連してCBDとの間にコンフリクトがあり、TRIPSの改正が必要であるとするインド、ブラジルを筆頭とする途上国と、コンフリクトそのものの存在を否定し、各国が両条約を相互に協力的に実行することができるとする先進国の対立が続いている。さらに具体的な論点として、前者は、TRIPSがバイオテクノロジーに関連しての特許を広範囲に義務付けることによって、CBDが規定する生物遺伝資源に対する原産国の主権的権利と矛盾する点を指摘する。特に、CBDの中で明記されている生物遺伝資源へのアクセスの際に必要なとされる、資源原産国の事前の情報に基づく同意やABSの要件についてもTRIPSでは言及がないことを問題とする。その上で、改正点として、①特許対象からバイオテクノロジー関係を除外する柔軟性(flexibility)を資源原産国が確保できるように



にする、②特許出願時に、原産国など遺伝子資源の出所（入手先）、関連する伝統知識、事前の情報に基づく同意の明示を第二七条三項（b）の追加事項とする提案を行っている。出所開示によりトレーサビリティを高めることは、CBDが求めるABSを実現する上で不可欠な要素と考えられている<sup>(41)</sup>。これに対して、アメリカ、日本、カナダなどを中心とする先進国は、TRIPSとCBDはもともと目的の異なる条約であるとした上で、生物遺伝資源を保全し、持続的に利用するための新技術の研究開発も、特許によって促進されるという点を強調する。したがって、両者は理念的にもコンフリクトはなく、開示要件自体が本質的に発明の特許性とは関係なく、ABSについては、資源原産国との個別契約で対応できるとしている<sup>(42)</sup>。

このようにして、TRIPS設立交渉では、知的財産制度の強化を求められ守勢の側にあつた途上国が一転して、現在では攻勢に転じていることがうかがえる<sup>(43)</sup>。すなわち、知的財産をめぐるTRIPSとCBDの重複を利用して、TRIPS理事会において、ABSの実現へむけての要求を強化するとともに、伝統的知識など途上国側に優位にある知的財産の保護と強化を求めるにいたっている。ただし、実際問題として改正には困難を伴うことから、ここでの議論を梃子にして、実質的なフォーラムであるCBDでの議論を有利に進めることに途上国側は意義を見出していると思われる<sup>(44)</sup>。

## (2) CBD締約国会議におけるABSの議論

CBDが当初の保全の目的を超えて多くの問題を取り込んだ結果、初期の締約国会議は、何を目的、課題とするかでアイデンティ

ティ・クライシスに陥つていたと言われる<sup>(45)</sup>。しかし、一九九八年の第四回締約国会議においてABSの実現が重要課題として位置づけられ、それ以後、最も紛糾する議題の一つとなっている。CBDは資源原産国の生物遺伝資源に対する主権的権利を認めたことから、それぞれの国内法の整備が急務であつたが、実際には各国の対応には差があつた。一方、厳しい条件での国内法の制定が続くことも先進国側からは懸念されてきた<sup>(46)</sup>。そこで二〇〇〇年の第五回締約国会議では、各国がABSの措置を行う上でのガイドラインを作るという点での合意ができ、「ABS作業部会」が設置された<sup>(47)</sup>。同会議では、伝統的知識に関する知的財産についても議題に上がり、すでに出所開示をTRIPS規定にもりこむべきとの意見表明が途上国側からなされている<sup>(48)</sup>。

そして、二〇〇二年の第六回締約国会議では、前年ドイツ・ボンで開催されたABS作業部会から出された草案の検討が行われ、最終的に「ボン・ガイドライン」<sup>(49)</sup>が採択された。その内容は、生物多様性条約の三つの目的を確認した上で、公正かつ衡平な利益配分を保証するための透明性の高い枠組みを、締約国と利害関係者に提供することを目的としている（*IB, para.11*）。各国が国内法を制定する際の指針であり、「自主性」、「利便性」、「実用性」、他の国際条約との「補完性」、「柔軟性」、「透明性」等を基本とすることが明記されている（*IA, para.7*）。CBDの第一五条五項で規定された事前同意の原則として、法的確実性及び明確性が必要であること、アクセスは最低限の費用で促進されるべきこと、制限が加えられる場合に

は生物多様性を保全するための法的根拠に基づくこと、資源提供国の権限のある当局の同意の必要性等をあげている (IVB, para.26)。また、CBD第一五条七項の「相互に合意する条件で行う」ことを受けて、条件の例示的リストが示されるとともに (IVD, para.44)、配分のメカニズムについては、利益配分に関与するものによって決定され、ケース・バイ・ケースで変更できるよう柔軟性をもたせるべきであるとしている (IVD, para.49)。交渉過程では、ガイドラインである以上、自主性、柔軟性に重きをおく先進国と、ABSを実現するために厳密さを求める途上国との対立があったが、結果的に、先進国と途上国の対立が先鋭化するような利益配分の具体的なメカニズムについては、一切言及しない形で決着した。

短期間の交渉で合意が可能になったのは、拘束力のない文章であったことはもちろんだが、国連環境開発会議から一〇年の節目の同年九月に開催される「持続可能な開発に関する世界サミット」(「ヨハネスブルクサミット」)も見据えた上で、CBDとして、生物遺伝資源の持続的な利用へむけての何らかの成果が必要であるとの要因も作用していた。<sup>50</sup>なお、第六回の締約国会議では、WIPOに対して、ABS実現における知的財産の役割に関連して特許申請時の出所開示についての技術的検討を行い次回会議に報告することを求めた。<sup>51</sup>

その後、ヨハネスブルクサミットでは、持続可能な開発を進めるための各国指針としての「実施計画」が採択されたが、その中で、二〇一〇年までに現在の生物多様性の損失速度を減少させるため

の行動の一環として、ボン・ガイドラインの幅広い実施に加えて、同ガイドラインを念頭に、ABSを促進、保護するための「国際レジーム」(International Regime)の交渉開始を求める内容が盛り込まれた。<sup>52</sup>これをうけて、二〇〇四年の第七回締約国会議では、具体的なABS作業部会を中心とした今後の「国際レジーム」の検討プロセスとエレメント等が合意されたが、その中には、特許申請時の出所開示も含まれている。<sup>53</sup>以来、二〇〇六年の第八回締約国会議は、すでに五回のABS作業部会が開催されているが、現在、議論は膠着状態に陥っている。

「国際レジーム」に関する主要な論点としては、①法的拘束力の有無、②資源原産国から移動する生物遺伝資源の追跡を目的とする国際認証システムの構築、③特許出願における生物遺伝資源および関連する伝統知識の原産国／出所開示についてである。<sup>54</sup>JUSSC A NN Zグループといわれる日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、メキシコ、韓国等の先進国は、<sup>55</sup>法的拘束力のある議定書形式に強く反対し、国際認証システムについては、情報収集の必要は認めるものの、実用性に問題があり、特許の出願とは切り離して考えるべきであるとする。さらに原産国開示については、WIPOが議論のフォーラムであるとする。一方、インド、ブラジルを中心とする途上国は、議定書の早期妥結を主張し、国際認証システムは、生物遺伝資源のトレーサビリティを確保するもので、特許出願における原産国開示の義務化と結びつけるべきであるとの立場である。二〇〇八年の第九回締約国会

議では、法的拘束力をもたせるかどうかの議論も終息しないまま、ヨハネスブルクサミットが提示した期限でもある二〇一〇年の第一〇回締約国会議までのABS作成ロードマップが採択されるにとどま<sup>(56)</sup>った。

現在、作業部会で議論されている「国際レジーム」は、ABSのメカニズムこそが問題であり、より厳密に、罰則規定まで持つような拘束性のある議定書として、その姿を現す可能性を含むものである。当初、知的財産についての問題を検討エレメントに加えることにも強く抵抗した先進国であったが、交渉が重ねられる中で、扱わざるを得ないものとなっており、交渉全体として、途上国側に有利に動いているといえる。<sup>(57)</sup>

### (3) FAOにおける植物遺伝資源のABSの議論

生物遺伝資源の中でも、植物遺伝資源については「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」(IUPGR)が存在し、従来、FAOが議論の場であったことを二(1)で述べた。IUPGRは、植物遺伝子資源を「人種の財産」とし、資源のフリーアクセスを前提としていたが、その後、一九九一年のFAO総会では、「付属書Ⅲ」を採択し、その中で、植物遺伝資源に対する原産国の主権の権利を認め、実質的に「人種の財産」原則を修正した。<sup>(58)</sup> CBDが一九九二年に成立すると、これまでジンバンクなどを通して自由な交換が行われてきた食料・農業植物資源の扱いが問題となった。主権の下、これらの利用に大幅に制限が加えられることは、食糧安全保障の点からも問題があり、IUPGRとCBDの整合性をとることが課題となり、

FAOでの議論に委ねられた。<sup>(59)</sup>そして、一九九三年のFAO総会でのIUPGR見直し決議を経て、<sup>(60)</sup>七年間の交渉の後、二〇〇一年「食料・農業植物遺伝資源に関する国際条約」(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture, 以後「ITPGR」)がFAO総会で採択された。<sup>(61)</sup>

条約の目的は、その第一条に「持続可能な農業および食糧安全保障のための、生物多様性条約に調和した食料農業植物遺伝資源の保全および持続可能な利用並びにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」とされ、これらの目的は、FAOおよびCBDに密接に連携させることにより達成されるとする。そして、当該資源に対する国家の主権の権利を認めた上で、上記目的のために、効率及び効果的で、かつ透明性のある多国間システム(Multilateral System)を構築するとする。この多国間システムに提供される資源は、付属書Iに掲載された作物(三五食用作物+二九属の飼料作物)<sup>(62)</sup>で、締約国が管理・監督しかつ公共領域にあるものを対象とする。その利用目的は、食料・農業のための研究、育種などに限定され、化学薬品、医薬品、その他の非食料・非飼料に関する産業上の利用は含まれない。そして、具体的な資源の移転については、当事者間で標準素材移転契約を結び、商業化により得られた利益の一部をFAO信託基金勘定(Trust Account)に支払い、そこから資源提供国への利益還元がなされることになった。

食料・農業植物遺伝資源という限られた問題であったにもかかわらず交渉が難航したのは、途上国側が、特許ロイヤリティの一定比

率の資源原産国への支払い義務を要求するなど、ABSの具体的なメカニズムで、先進国と大きく対立したためであった。<sup>(63)</sup>しかし、この交渉に失敗すれば、当該資源が他の生物遺伝資源と区別なくCBDによって規律されてしまうことへの先進国側の懸念もあり、信託基金勘定を利用することで合意が成立した。その際、多国間システムは、政府の管理監督下にある機関には義務付けられるが、民間が保有する生物遺伝資源は任意対象であり、企業を含め民間の活動については奨励しているにとどまっている点で、先進国の思惑が反映された形となっている。一方、知的財産それ自体をめぐっては、「多国間システムから取得したそのままの形態で、食料・農業植物遺伝資源またはその遺伝的部分・構成要素への円滑なアクセスを制限するような知的財産権その他の権利を主張してはならない」(第一二条(d)項)との規定があり、その曖昧さから、遺伝資源を取得し機能を解明した場合の特許出願が可能かどうかなど不明な点が多く、先進国の不満を残すところとなった。<sup>(64)</sup>

ITPGRは、リストに掲載された食料・農業植物遺伝資源を扱い、民間企業を拘束しないなど、かなり限定的なものではある。しかし、二〇〇六年の第一回締約国会議では、標準素材移転契約が採択されるなど、ABSに関する具体的なメカニズムをもった法的拘束力のある制度が構築されたことになり、その意味するところは大きい。CBDのABS作業部会では、ITPGRとの関係性も議題となっており、今後少なからぬ影響を与えることになろう。

## おわりに

本稿では、まず、CBDの成立過程を検証し、交渉フォーラムが選ばれる時点でアメリカの影響を強くうけていたこと、しかし、生物多様性の保全のためのレジームというその意図とは異なり、利益配分規定をも含む形で姿を現したことを明らかにした。途上国こそが生物遺伝資源の持ち手であり、国連環境開発会議という期限設定とその理念でもあった持続的な開発というスローガンが、途上国側が議論を有利に進めることを可能にしたといえるであろう。一方、その少し前にはほぼ合意に達していたTRIPSは、同じく先進国の意図によって、知的財産権問題のそもそのフォーラムであるWIPOを超えて、GATT交渉の俎上にのせられたものであり、技術の持ち手であり知的財産権を有利に行使できる先進国側が主導的役割を果たしていた。本来、交渉開始の段階で両者は交わることが予期されていたものではない。しかし、CBDにおいては、途上国が技術移転、あるいはABSに関連して先進国の知的財産に制限を加えるような視点から、一方、TRIPSでは、先進国が途上国における知的財産の保護強化を狙う視点から、同じ生物遺伝資源問題を扱うことになったため、両レジームが成立した時点で、知的財産としての生物資源問題に重複の問題が生じていた。さらに、それぞれの交渉では、その成立のために合意内容が厳密さを欠く曖昧なものとならざるをえなかった点もあり、レジームの実現にあたって再考が必要になることは、織り込み済みであった。

そして、実際にA B Sの具体化がC B D締約国会議で議論されるようになる、途上国主導で、レジーム形成において含みこまれた重複関係をコンフリクトとして顕在化させるプロセスがはじまった。C B DとT R I P Sの重複関係を利用し、W I P Oでの議論も動員しながら、生物遺伝資源の原産国開示などに関連してT R I P Sの改正を求めるまでになっており、T R I P S自体が当初の設立時点でのパワー・バランスとは異なるフォーラムへとその姿を変貌させている。そして、関連するW I P Oなどのフォーラムを巧みに利用し、議論を展開することにより、C B DでのA B S議論を強化している。例えば、C B Dでは一つのパラグラフで言及されたにすぎなかった伝統的知識が、いまや、その知的財産を途上国が主張する対象となり、さらに、A B Sの「国際レジーム」は、時限設定のおかれた二〇一〇年に名古屋で開催される締約国会議において、議定書という形をとらないとは限らないまでになっている。また、C B Dに関連したF A Oでの議論は、対象とする資源が限定されているとはいえず、明確なA B Sのメカニズムを想定している。

一般的に言って、レジームの重複は、具体的な問題を解決するにあたって制度を効率的に機能させていく上では、調整されるべきものと考えられ、知的財産としての生物遺伝資源についてもいくつものレジームが錯綜している状況で、その調整が模索されている。ふりかえって、途上国は、植民地時代からの先進国による搾取、不平等構造を脱却できないまま、貧困に喘いできた。生物遺伝資源もその例外ではなく、バイオバイラシーと途上国側から批判されるよう

に、資源を豊富に保有しているにもかかわらず、その恩恵にあずかることはできなかった。現在のレジーム間のコンフリクト、そしてその調整のプロセスは、途上国がフォーラム・ショッピングをしながら遅々たる歩みとはいえ、A B Sルールを実現へむけて強化しているプロセスとも言え、これまで一方的に搾取されてきた側の立場を逆転させ、攻勢に転じている。先進国は、これまでの大きなツケを払わざるを得ない転換点に立たされていると言っても過言ではない。グローバル化の進展とともに、途上国と先進国の格差は拡大しているとの指摘もあり、そんな中で、A B Sが両者間に横たわる不平等構造の是正にむけて、今後どのような役割を担えるのか、とりわけ、名古屋でのC B D締約国会議は予断を許さない。また、途上国によるレジーム間コンフリクトの戦略的な利用が、当該問題に限ったことなのか、過去に先進国に有利な形で構築されてきたレジームが、コンフリクト調整の相互作用の中で、ゆり戻しに会う現象が数多く見られることになるのか、今後の事例の検討課題としたい。

(1) 一九九三年に発効。二〇〇八年八月現在の加盟国数は、一九一カ国となっている。なお、C B D第二条において、生物多様性とは、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されている。

(2) 生物資源とは、人間が現に利用している、あるいはその可能性のある各生物種のもつ固有の形質の総体を意味するが、遺伝子进行操作することも可能になった今日では、生物遺伝資源という言い方も

われわれのものになった。本稿では、以下、生物遺伝資源を統一する。

- (c) G. Kristin Rosendal, "The Convention on Biological Diversity: Tensions with the WTO/TRIPS Agreement over Access to Genetic Resources and the Sharing of Benefits," in Sebastian Oberthur & Thomas Gehring, *Institutional Interaction in Global Environmental Governance: Synergy and Conflict among International and EU Politics*, The MIT Press, 2006, pp. 79-102; Kai Raustatala and David G. Victor, "The Regime Complex of Plant Genetic Resources," *International Organization*, Vol. 58, No. 2, 2004, pp. 277-309.
- (4) Robert Keohane, "International Relations and International Law: Two Optics," *Harvard International Law Journal*, Vol. 38, No. 1, pp. 1-27; Ann-Marie Slaughter, Andrew Tulumello & Stepan Wood, "International Law and International Relations Theory: A New Generation of Interdisciplinary Scholarship," *American Journal of International Law*, Vol. 92, No. 3, 1998, pp. 367-397.
- (5) Harold H. Koh, "Why Do Nations Obey International Law?" *Yale Law Journal*, Vol. 106, No. 6, 1997, pp. 2599-2659.
- (6) Judith L. Goldstein et al. eds., *Legalization and World Politics*, MIT Press, 2001.
- (7) 早稲田 O. Young, "Institutional Linkage in International Society: Polar Perspectives," *Global Governance*, Vol. 2, No. 1, 1996, pp. 1-24; G. K. Rosendal, "Impacts of Overlapping International Regimes: The Case of Biodiversity," *Global Governance*, Vol. 7, No. 1, 2001, pp. 95-117 など。レジームの相互作用については、二〇〇四年の段階では比較的新しい研究領域と指摘されていた。Arid Underdal and Oran Young eds., *Regime Consequences: Methodological Challenges and Research Strategies*, Kluwer Academic Publishers, 2004, p. 253. 類型化の議論を整理したものととして、山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、二〇〇八年、第五章を参照。
- (8) 具体的には①規範、ルール共に同じ②規範が異なるがルールが同じ③規範は同じだがルールが異なる④規範もルールも異なる、この類型化が可能である。G. K. Rosendal, "Impacts of Overlapping International Regimes: The Case of Biodiversity," *ibid.*, pp. 96-100.
- (9) 環境と開発に関する世界委員会『地球の未来を守るために』ネットワークポレーション、一九八七年、一九七頁。
- (10) 鉱物資源と異なる生物遺伝資源の特徴として、乱獲されない限り再生可能であること、一粒の種子を国外に持ち出しただけでも自己増殖が可能なこと、遺伝資源の持つ情報部分が価値を生み出す可能性のある潜在的資源であることが指摘できる。このような資源の特徴こそが、知的財産としての意味を上昇させている。
- (11) FAO Resolution 8/83, Twenty-second Session of the FAO Conference, 1983. 植物遺伝資源については、山本昭夫「生物多様性の保全とその利用から生ずる利益配分に関する一考察」『生物研究資料』二〇〇〇年、板倉美奈子「食糧農業植物遺伝資源国際条約についてー遺伝資源の保全と持続可能な利用をめぐって」『静岡大学法制研究』九巻二号、二〇〇四年を参照。
- (12) 植物遺伝子資源を利用し交雑など改変を行った場合の新品種に対する権利は、育種権として「植物新品種保護同盟」(UPOV条約、一九六八年発効)によって保護されており、先進国は、この種子までもが自由なアクセスの対象となることによって、育種家の権利と利益が侵害されることを嫌った。なお、特許がその基本要件に、産業上の利用可能性、新規性、非自明性を必要とされるのに対して、この当時の農学的手法(交配など)では、新規性の点で問題が残ることから、育種権として保護されていた。

- (13) G.Kristin Rosendal, *The Convention on Biological Diversity and Developing Countries*, Kluwer Academic Publishers, 2000, p. 83.
- (14) 先進国側が主張する育種権に対して、農民が日常生活の中で行ってきた種子の保存・交換、品種改良などへの貢献を評価し、利益還元を求めするために途上国側が主張したものである。
- (15) UNEP Decision 14/26, 7 June 1987 及び UNEP Decision 15/12, 25 May 1989.
- (16) 一九四八年に設立された、政府、国際機関、NGOからなる国際的自然保護機関。アメリカは、UNEP同様、IUCNも先進国のコントロールが利く存在としてとらえていた。G. K. Rosendal, *op.cit.*, p. 112.
- (17) CMOの交渉過程については Fiona McConnell, *The Biodiversity Convention A Negotiation History*, Kluwer Law International, 1996.
- (18) Gareth Porter, The United States and the Biodiversity Convention: The Case for Participation, Environmental and Energy Study Institute, 1992, reproduced in *Biopolicy International*, African Center for Technology Studies, <http://www.biohine.org.br> より二〇〇八年八月ダウンロード。
- (19) 高倉成男「資源アクセスと利用を巡る法制度—生物多様性条約と知的財産権」渡辺幹彦・二村聡編『生物資源アクセスバイオエノダストリーとアジア』東洋経済新報社、二〇〇二年、一三四頁。
- (20) CBDとTRIPSの交渉時の関連性については G. K. Rosendal, "The Convention on Biological Diversity" in S. Oberthur and T. Gehring eds, *op.cit.*, pp. 84-85.
- (21) この点は、先進国側の主張を組み入れた形となったが、アメリカは、国連環境開発会議での最終的な署名拒否の理由の一つとして、知的財産権の保護が十分でない点を挙げていた。
- (22) 生物多様性条約の評価、また条文解釈については Patricia Birnie & Alan Boyle, *International Law and the Environment*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford Univ. Press, 2002, pp. 568-590. 大澤麻衣子「生物多様性条約と知的財産権—環境と開発のリンクがもたらした弊害と課題」『国際問題』二〇〇二年一月号、最首太郎「遺伝資源の規制と生物多様性の保全—国連の環境政策における環境と開発の相克—」西海真樹、大内和臣編『国連の紛争予防・解決機能』中央大学出版部、二〇〇二年を参照。
- (23) 一九九五年に、すべてのWTO加盟国において発効した。二〇〇八年八月現在、WTO加盟国は、一五三カ国である。
- (24) 設立条約は、一九六七年に採択。二〇〇八年八月現在加盟国は、一八四カ国である。
- (25) General Agreement on Tariffs and Trade (GATT), Punta del Este Ministerial Declaration, 20 September 1986. D. 56. 知的財産権問題ははじめとして、野放図に環境・労働基準などに関する問題をWTO体制に取り込んだことを「WTOのブラックホール化」として批判的にとらえるものとして、石黒一憲「知的財産権の国際問題化—背景と現状、そして展望」『国際問題』二〇〇二年九月。
- (26) Graham Dutfield, *Intellectual Property Rights, Trade and Biodiversity*, IUCN, 2001, p. 18.
- (27) TRIPS交渉開始にあたっては、ファイザー、モンサント、デュポンといった農業・医薬関連多国籍企業を含む産業界の影響が強く働いたと言われる。Derric Pardue, "Hegemonic Trips: World Trade, Intellectual Property and Biodiversity?" *Environmental Politics*, Vol. 4 No. 1, p. 96.
- (28) John H. Barton, Judith L. Goldstein, Timothy E. Josling, & Richard H. Steinberg, *The Evolution of the Trade Regime: Politics, Law, and Economics of the GATT and WTO*, Princeton University

Press, 2006, p. 167.

(29) Xu Yi-Chong & Patrick Weller, *The Governance of World Trade: International Civil Servants and the GATT/WTO*, Edward Elgar Publishing, 2004, p. 191.

(30) 先進諸国の基準を集約したものであり、既存の知的財産関連個別条約でも対応可能な内容であった。先進国があえてWTOに知的財産権の問題をリンクさせたのは、他の貿易問題とのリンクで交渉が有利に働くこと、WIPOは実質的な紛争解決手続きを持たないことから、強制的に紛争解決手続きが整備されたWTOへの期待もあった。

(31) 新しく生成された物質を対象とする物質特許と、製造方法を対象とする製造特許のこと。物質特許が保護されていない場合、方法を変えてコピー薬を製造、販売することもできる。

(32) 途上国は、食糧や医薬品など生活関連物資の価格高騰につながるとして反対したが、物質特許の導入については途上国に二〇〇六年までの経過期間が認められたことから合意に至った。なお、後発開発途上国については、その後、二〇一六年まで期間が延長されている。

(33) 高倉成夫「貿易と環境の知的財産的側面」知的財産研究所編『二一世紀における知的財産の展望』雄松堂出版、二〇〇〇年、二六〇頁。なお、不特許の理由として「重大な損害」と「必要がある」を満たすことが求められ、許諾しない側が説明責任を負うことになる。

(34) ただし、植物品種の保護については、「特許若しくは効果的な特別の制度またはこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める」とした。次章三(3)でのべる食料・農業植物遺伝資源に関連して挿入された事項である。注(21)も参照のこと。

(35) WTO Doc/IP/C/M/25, 22 December 1999.

(36) IUCN, *Earth Negotiation Bulletin* (以後「ENB」) Vol. 9, No. 96,

18 May 1998, Summary of the 4th Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, 4-15 May 1998, p. 9. エチオピアや南アフリカ諸国は両者にコンフリクトがあるとしてWGの立ち上げを提案し、インドのNGOからはCBDがWTOに優先されるとの意見も出されている。

(37) アメリカの政策転換については、高倉成男「知的財産法制と国際政策」有斐閣、二〇〇一年、一八九—一九一頁。

(38) WTO Doc/WT/GC/W.355, October 11 1999; WTO Doc/WT/GC/W/302, August 6 1999.

(39) WTO Doc/WT/MIN(01)/DEC/1, 20 November 2001, Ministerial Declaration, Para. 19.

(40) WTO Doc/IP/C/W/228, 24 November 2000 (ブラジルの指摘)。論点を事務局側が整理した資料として「WTO Doc/IP/C/W/368/Rev.1, The Relationship between the Trips Agreement and the Convention on Biological Diversity, Note by the Secretariat, 8 February 2006」を参照。

(41) WTO Doc. IP/C/M/47, 3 June 2005, pp. 3-7. ベルギー、ブラジル等は、既存の知的財産制度は、バイオパイヤラシーに対処するには不十分で、出所開示を含むTRIPS改正により改善されると主張している。途上国が、WIPOにおいて出所開示の問題をとりあげる際には、CBDを支える限りにおいてWIPOの審議が重要であるとの立場を表明し、WIPOでのみ問題を完結させようとする先進国に対して、「フォーラム・ショッピングを慎むべき」と批判している。WIPO/IP/GR/05/INF/1 Annex, p. 8. Ad Hoc Intergovernmental Meeting on Genetic Resources and Disclosure Requirements, June 3 2005 (ブラジル提出文書)。

(42) WTO Doc/IP/C/W/434, 26 November 2004.

(43) 公正貿易センター「TRIPS研究会報告書」(平成一一年度)七頁。





to coordinate with each other. The concluding section provides the following three implications; first, the competition of international regimes may help the development of the governance function and structure in the whole issue area; second, the interaction between international regimes may create new governing rules; third, the U.S. still has influence on the dynamics of international regimes.

## International Regime Conflicts as Developing Countries' Negotiation Space: The Case of Access to Genetic Resources and Benefit Sharing

TSURU Yasuko

Numerous international regimes have been constructed in the past few decades, and we can therefore say that institutionalization of this world has increased. This should be good news; however, these regimes do not exist in isolation, and often influence, or interact with, each other. When this mutual influence or interaction supports the realization of the purpose of the affected institution, we may call it “synergy”; when it undermines or disrupts its effectiveness, it is called a “conflict”.

Usually, the implementation of rules of Access and Benefit Sharing (ABS) with regard to genetic resources, is a typical case of institutional conflict among mainly CBD, TRIPS, and complementally FAO and WIPO. ABS is one of three purposed of CBD itself, and the introduction of this system in CBD has been appraised for developing countries.

Firstly, this paper retroacts the negotiation process of CBD and TRIPS, and argues that developed and developing countries recognize genetic resources and biotechnology from different points of view as for their intellectual property rights and therefore have conflicts embedded in their respective regimes. Secondly, this paper shows the dynamism of the institutional interaction at the time of specification of the ABS rule.

Developed countries have continuously taken resources from developing countries; this disparity structure has remained unchanged for a considerable time. Genetic resources are no exception. Developing countries often hold genetic resources, which they do not have the knowledge or ability to exploit; instead developed countries, which utilize superior technology and capital, have exploited these resources by obtaining patent rights, thereby

restricting any future use of such a resource. The developing country which is host to the genetic resource then fails to receive any fair compensation or payment by the developed country. ABS is the first tool which can enable a developing country to free itself from this structure and gain recovery.

Now, the main issue is how to stipulate and implement the details of ABS. Here, developing countries make use of institutional interaction as an opportunity for advantageous ‘forum shopping’ for purposive policy development. Using conflicts of regimes as negotiation space can thus be fruitful for them, for it is otherwise impossible to fully realize their purpose within each regime.

## The Expansion and Association of Anti-globalization: The Case of the World Social Forum

YAMADA Atsushi

As the “Battle of Seattle” in 1999 and the later events show, today’s anti-globalization movements are not only trans-national but also trans-issue, trans-gender, trans-generation, trans-ideology and trans-culture in nature. This essay tries to explain how and why the movements continue to expand while maintaining the association of such a diverse group of actors like environmentalists, labor unions, human rights activists, students, feminists, farmers, and consumer groups.

Section One is a conceptual analysis of anti-globalization. Since anti-globalization encompasses variety of meanings that are often vague and/or contradictory, conceptual clarification is a necessary first step for any empirical analyses. The conceptual analysis of anti-globalization requires to specify 1) who are, 2) against what, 3) for what reasons, 4) by which means and 5) to what degree. It is also necessary to conceptually distinguish anti-globalization and anti-globalism, because some actors can be, and actually are, anti-globalization but pro-globalism.

Section Two is the case study of one of the most widely recognized anti-globalization movements, the World Social Forum. The WSF started in 2001 to challenge the World Economic Forum (known as the Davos meeting). While the WEF is a gathering of pro-globalization leaders of states, business and academics in the North, the WSF is a forum of anti-globalization citizens from all over the world who meet once a year in the South, e.g., Brazil, India and Kenya. The WSF is so diverse in all of the five elements specified